

茨城県にお住いの**すべての皆様へ**

茨城県ではこれまで、東京都等と交流が多く感染リスクが高いと考えられる10市町に限り外出自粛をお願いしてきたところです。

この度、緊急事態宣言の対象である東京都・千葉県及び埼玉県からの感染者の県内流入が広域に確認され始めたため、**予防的観点から、4月14日から5月6日までの間**、茨城県にお住いの**すべての皆様**に対し、以下のご協力をお願いします。

1. 平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛
2. 緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけを自粛、やむを得ず帰省された場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間帰省先（実家等）で待機するとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡
3. すべての県立高等学校等については臨時休業
4. 勤務は可能な限りテレワークを活用

【PCR検査体制の拡充】

PCR検査を必要とされる方が医師の判断に基づき、もれなく検査を受けられるよう関係者と協力してドライブスルー方式等も活用し、検査体制を拡充します。